

○国立大学法人埼玉大学研究機構グリーンバイオ研究 センター規程

〔令和元年6月27日
規則第10号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人埼玉大学研究機構規程第4条第4項の規定に基づき、グリーンバイオ研究センター（以下「センター」という。）に関して、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、国立大学法人埼玉大学（以下「本学」という。）における研究拠点として、植物機能関連研究及び植物バイオテクノロジー関連技術研究の推進を図り、その成果の社会への還元を目指すことを目的とする。

(業務)

第3条 センターにおいては、次に掲げる業務を行う。

- (1) 植物機能に関する基礎研究
- (2) 植物機能の有効利用に関する開発研究
- (3) 植物バイオテクノロジー技術に関する開発研究
- (4) 前3号に掲げる研究に関する国際協力

(組織)

第4条 センターに、次の教職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 兼任教員
- (3) その他の教職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の専任教授をもって充て、学長が委嘱する。

2 センター長は、センターの管理運営を掌理する。

3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長に欠員が生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

(兼任教員)

第6条 兼任教員は、植物機能関連研究及び植物バイオテクノロジー関連技術研究に関する専門的知識を有する本学の教員のうちから、学長が委嘱する。

2 兼任教員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、兼任教員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(センター会議)

第7条 センターにグリーンバイオ研究センター会議（以下「センター会議」という。）を置き、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センター運営に係る具体的方策に関する事項
- (2) 自己評価に関する事項
- (3) その他センターに関する事項

第8条 センター会議は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 兼任教員のうちから、センター長が指名する者
- (3) その他センター長が必要と認めた者

第9条 センター会議に委員長を置き、センター長をもって充てる。ただし、センター長に事故あるときは、センター長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

2 委員長は、センター会議を招集し、その議長となる。

3 センター会議は、委員総数の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 センターの事務は、研究協力部研究推進課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和元年7月1日から施行する。

2 この規程施行後、第4条第1号及び第2号に規定する最初の教職員の任期は、第5条第3項又は第6条第2項の規定にかかわらず、令和3年3月31日までとする。

3 この規程は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。